

令和3年度

大阪市 保育施設等設置・運営法人

(入所枠：50人以上)

北区・中央区以外の区

【募集種別】

- ・認可保育所（創設・増築/分園設置）
- ・認定こども園（移行・増築/分園設置）

〈令和4年4月開設〉

募 集 要 項

令和2年12月

大阪市こども青少年局
保育施策部保育企画課

目 次

1	募集の趣旨	3
2	応募にあたっての注意事項	3
3	令和3年度に実施する新たな取り組み	4
4	募集区（地域）、応募条件、定員等	4
	（1）応募にかかる条件	
	（2）募集地域	
	（3）選定における併用選択制の継続	
	（4）施設整備補助金対象募集地域詳細	
	（5）応募数の制限	
	（6）設置・運営法人予定者の選定	
	（7）募集優先地域について	
	（8）整備補助金について	
5	応募資格	33
	5-1 認可保育所を創設する場合	
	5-2 既存施設を増築する場合	
	5-3 既存施設に分園を設置する場合	
	5-4 幼保連携型認定こども園へ移行する場合	
	5-5 保育所型認定こども園へ移行する場合	
	5-6 幼稚園型認定こども園へ移行する場合	
6	設置・運営の条件	35
	6-1 認可保育所の場合	
	（1）保育所の設置にかかる条件	
	（2）保育所の運営にかかる条件等	
	（3）分園の設置にかかる条件等	
	（4）社会福祉法人以外の者による設置認可の際に付する条件	
	6-2 認定こども園の場合	
	（1）認定こども園の設置・運営にかかる条件等	
	（2）移行創設・分園の設置にかかる条件等	
	6-3 その他	

7	認可保育所等の整備にかかる補助金	42
	(1) 認可保育所の施設建設又は増築にかかる補助金	
	(2) 施設改修にかかる補助金	
	(3) 整備促進賃料補助金	
	(4) 都市部における賃料補助	
	(5) 幼保連携型認定こども園への移行において既存幼稚園舎の建替えを伴う整備補助金 (学校教育部分にかかる整備費への補助金)	
	(6) 土地所有者に対する助成制度について	
	(7) 保育所分園の賃料加算補助制度について	
	(8) 認可外保育施設から認可保育所等への移行にかかる補助	
8	欠格事項	51
9	失格事項	51
10	応募手続き	51
	(1) 募集要項の配布	
	(2) 応募相談について	
	(3) 応募にかかる事前登録	
	(4) 応募書類の受付期間	
	(5) 応募書類にかかる留意事項	
11	保育施設等設置・運営法人予定者の選定	55
	(1) 設置・運営法人予定者の選定について	
	(2) 審査会及び選定方法について	
	(3) 審査項目	
12	応募費用について	56
13	設置・運営法人予定者の選定結果について	56
14	設置・運営予定者選定までのスケジュール	57
15	その他	57
16	前回までの募集であった質問	58
質問票	大阪市保育施設等設置・運営事業者（入所枠50人以上等）募集	62

1 募集の趣旨

大阪市では、増加する多様な地域の保育ニーズに対応するため、認可保育所や認定こども園の整備、地域型保育事業の実施などにより入所枠の拡充を図っており、今回、

- ① 「認可保育所」の『創設（新設）』もしくは『増築・分園設置』
- ② 定員変更を伴う施設整備を行って既存の「幼稚園」「保育所」から『認定こども園への移行』及び「幼稚園型認定こども園」「保育所型認定こども園」から『幼保連携型認定こども園への移行』又は、既存の「認定こども園」の『増築・分園設置』

上記のいずれかにより募集地域に募集定員分の新たな入所枠を開設し、運営していただく法人を募集します。

2 応募にあたっての注意事項

(1) 募集要項の内容は、令和3年度予算事業であり、令和3年度の予算案が大阪市会で議決された場合に執行が可能となります。そのため、状況によっては募集の中止や、内容が変更となる場合がありますので、ホームページや問い合わせ等により、状況を常に確認するようにしてください。

(2) 本募集要項内の定義などは、本市の解釈によるものとします。

(3) 同一物件で複数の募集区分に対して応募することはできません。

例1) 認定こども園への移行を希望する場合、本募集要項による募集と「令和3年度大阪市認定こども園設置・運営法人（移行・施設整備対象外）募集」による募集

例2) 分園設置を希望する場合、本募集要項による募集と「令和3年度大阪市保育施設等設置・運営事業者（入所枠：6人以上）募集について」による募集

(4) 自主財源による整備での応募について、各地域における募集数に上限はありません。応募いただきました事業計画について書類審査及びヒアリングにより適格性審査を行い決定します。

(5) 認定こども園への移行創設について、施設整備を伴わない場合については、別途募集する「令和3年度大阪市認定こども園設置・運営法人（移行・施設整備対象外）募集」に応募してください。

(6) 幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行で施設整備を伴う場合や幼稚園型認定こども園が増築や分園を設置する場合は、自主財源による整備での応募のみ受付します。また、大阪府教育庁私学課への確認や協議が必要になります。

(7) ご不明な点やご質問がありましたら、巻末にある「質問票」に記入し、FAXで送信してください。原則として、個別には回答しませんが、同種のご質問とあわせて、大阪市ホームページ上で回答します。なお、個別の内容は、応募相談を利用ください。質問の受付については、令和3年 2月 5日（金）までとします。

3 保育施設整備促進のための主な取り組み

○建設業における働き方改革等に対応した工期確保策

開設期限については原則令和4年4月1日としていますが、工期の関係等で間に合わない場合については、最大令和5年4月1日まで開設日を延ばすことが可能です。

○改修工事による保育所設置についての補助基準額の上限の拡充を継続します。

保育所：	(60人以上)	補助基準額 1億円	(補助額 7,500万円)
保育所：	(30人以上59人以内)	補助基準額 5,500万円	(補助額 4,125万円)
分園：	(6人以上29人以内)	補助基準額 2,400万円	(補助額 1,800万円)

4 募集区(地域)、応募条件、定員等

(1) 応募にかかる条件

原則、令和4年3月末までに整備を完了し、認可及び確認を受けて、「令和4年4月1日」までに運営を開始してください。ただし、工期の関係等により令和4年4月1日開設が困難な場合は、最大で開設時期を令和5年4月1日まで延ばすことが可能です。

※ 整備状況に応じて大阪市との協議により早期開設が可能です。

※ テナントビルの内装改修補助

施設改修にかかる補助金については、年度(3月末日)をまたぐ工事は対象になりません。そのため補助金を使用する場合、令和3年度中に工事着手し、令和4年3月末までに完成(令和4年4月1日開設)するか、令和4年度中に工事着手し、令和5年3月末までに完成(令和5年4月1日開設)してください。

(2) 募集地域

大阪市内全域で募集します。ただし、施設整備補助金の対象となる地域については、次の「施設整備補助金対象地域詳細」をご確認ください。

(3) 選定における併用選択制の継続

補助金整備の募集において、法人の適格性はあるが、法人の競合により選定されなかった場合に、補助金の交付を受けず、自主財源による施設整備を行う開設を認めます。

その場合、補助金の交付を受ける場合と、自主財源による施設整備を行う場合、両方の資金計画の提出が必要ですが、資金計画以外の計画内容を変えることはできません。

また、上記を除き、同一物件において、異なる計画での応募を行うことはできません

(4) 施設整備補助金対象地域詳細（北区・中央区は別途募集要項がありますのでそちらをご覧ください）

区名	募集番号	募集定員	補助対象 整備か所数	詳細参照 ページ	定員構成
都島区	2	72人以上	1か所	9	下記の3条件を備えること ①0歳児を3人以上 ②0歳児≤1歳児≤2歳児< 3歳児≤4歳児≤5歳児 ③0歳から2歳児の定員が応募全体定員の1/3以上 ※募集のない区等の自主財源による整備については、上記のうち②の保育所全体の構成条件を備えること。 ②0歳児≤1歳児≤2歳児< 3歳児≤4歳児≤5歳児
福島区	3	60人以上	1か所	10	
此花区	4	—	—	11	
西区	6	90人以上	2か所	12	
港区	7	—	—	13	
大正区	8	—	—	14	
天王寺区	9-①	80人以上	1か所	15	
	9-②	80人以上	1か所	16	
浪速区	10	—	—	17	
西淀川区	11	80人以上	1か所	18	
淀川区	12	—	—	19	
東淀川区	13	—	—	20	
東成区	14	—	—	21	
生野区	15	—	—	22	
旭区	16	—	—	23	
城東区	17-①	100人以上	1か所	24	
	17-②	100人以上	1か所	25	
鶴見区	18	80人以上	1か所	26	
阿倍野区	19	—	—	27	
住之江区	20	—	—	28	
住吉区	21	—	—	29	
東住吉区	22	—	—	30	
平野区	23	—	—	31	
西成区	24	—	—	32	
合計			10か所		

※補助金交付の対象についてはそれぞれの募集番号の整備か所数に応じた件数を募集します。
 （募集か所を超える応募がある場合は選定結果の上位の施設計画から優先して採用します。）

※「募集定員」は、全て新規の入所枠として確保することとし、創設や増築に伴い、別に運営する市内の既存保育施設等を廃止する計画がある場合は、廃止する当該保育施設の入所枠分も勘案した定員で応募すること。

申請が採用された場合その後定員の増加があっても補助金の定員数は申請定員数になります。

・児童1人あたりの面積基準を遵守したうえで、面積基準最大に定員を設定しても募集定員まで満たない場合で以下の場合

① 募集定員が60人以上の地域は、最大10人まで下回ることができます。

② 募集定員が70人以上の地域は、最大20人まで下回ることができます。

ただし、上記の場合、審査時に減点があります。詳しくは、55ページを参照してください。
 なお、定員50人を下回る事業計画で応募はできません。

※1号認定こどもの定員設定について

今回の募集において、既存の「幼保連携型認定こども園」・「保育所型認定こども園」が整備を行う場合、1号認定こどもの増員は任意とします。ただし、増築により増加する1号認定こども分の整備補助金の交付はありません。

既存の「幼稚園」・「幼稚園型認定こども園」・「認可保育所」・「保育所型認定こども園」から幼保連携型認定こども園へ移行する場合、1号認定こどもの定員設定は任意とします。ただし、1号認定こどもの学校教育部分の補助（7ページ参照）については、現在の1号認定こどもの実員を上限とします。

なお、「幼稚園」・「幼稚園型認定こども園」が幼保連携型認定こども園に移行する際に、現行の1号認定こどもの定員を減少させる場合は、事前に大阪府との協議が必要です。

(5) 応募数の制限

同一法人が複数の募集番号に同時に応募していただくことは可能です。

補助金交付の対象として応募する場合、1つの募集番号に対しては1件のみ応募が可能です。

ただし1つの募集番号で2か所募集している地域については、1つの募集番号でも2か所の応募が可能です。この場合、同一物件で別計画により応募することはできません。

なお、応募案件が選定された場合は、すべて事業化してください。

(6) 設置・運営法人予定者の選定

応募書類を提出いただきましたら、外部有識者で構成された審査会で、応募書類及びヒアリングにより審査を行います。

設置・運営法人予定者の選定の詳細につきましては55～56ページを参照してください。

(7) 募集優先地域について

募集地域の優先度について

優先度により、審査時に加点します。詳細は55ページを参照してください。

募集A地域

利用保留児童が多く発生している、又は、保育所への入所希望者が多く増える見込みであるなど、緊急に保育所整備が必要と考えられる地域

募集B地域

利用保留児童が発生しているものの、A地域と比較すると少ないため、緊急度はA地域より低いと考えられる地域、又は、A地域の周辺にあり、A地域にお住まいの方が通園可能な範囲にあると考えられる地域

募集C地域

利用保留児童が発生しているものの、A地域やB地域と比較すると緊急度が低いと考えられる地域

補助金交付対象外地域

補助金交付対象外であるため、自主財源による整備の場合のみ応募が可能な地域

※「利用保留数」＝「利用申込み者数」－「利用決定児童数」

(8) 整備補助金について

保育所等の設置にあたり、整備に必要な経費の一部に対して補助金を交付しています。

整備手法等の条件により補助金の内容が異なります。詳しくは、42～50 ページを参照してください。

認定こども園にかかる整備補助金については、2・3号定員にかかる部分が対象となりますが、次の場合については、1号定員にかかる部分についても補助対象となる場合があります。

○幼保連携型認定こども園への移行にかかる1号定員部分への補助

学校教育部分への補助については、幼保連携型認定こども園に移行を予定している幼稚園（幼稚園型認定こども園を除く）が、待機児童対策として、2・3号の募集定員にかかる要件を満たすとともに、児童の安全を確保するため、昭和56年6月1日以降の耐震基準（いわゆる新耐震基準）を満たしていない園舎（昭和56年5月31日以前に確認通知が交付された建物で耐震診断未実施の園舎を含む）を建替え、保育所機能部分と学校教育部分を一体的に整備する場合のみ予算の範囲内で補助します。

1号定員部分の補助については、現在の1号認定こどもの実員を上限とします。

※幼保連携型認定こども園から幼稚園又は幼稚園型認定こども園に移行した施設（いわゆる「返上園」）については、施設整備補助を受けることができないため、本募集では応募することができません。

参考：保育利用申込みにかかる利用保留数（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

区名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	待機児童数	保育所等在籍児童数
北	40	151	52	22	5	2	272	0	2,635
都島	10	75	15	3	1	0	104	0	2,187
福島	30	56	13	25	1	0	125	0	2,019
此花	17	50	2	8	2	1	80	5	1,465
中央	21	75	12	18	3	1	130	1	1,615
西	13	83	9	18	1	3	127	0	2,490
港	13	70	4	3	2	0	92	5	1,583
大正	11	8	6	2	0	1	28	0	1,373
天王寺	16	73	22	5	1	1	118	0	1,732
浪速	14	21	3	4	2	0	44	3	1,170
西淀川	21	69	15	16	3	3	127	1	1,775
淀川	36	125	36	6	4	2	209	0	3,144
東淀川	18	77	37	7	6	0	145	0	2,888
東成	17	35	15	0	1	0	68	0	1,713
生野	35	43	16	10	0	0	104	0	2,341
旭	28	44	6	3	0	2	83	0	1,687
城東	17	47	22	7	2	0	95	0	3,941
鶴見	23	102	39	19	5	3	191	0	2,891
阿倍野	38	73	27	5	2	2	147	0	2,255
住之江	31	46	31	4	5	3	120	0	2,222
住吉	29	84	45	7	2	2	169	5	2,713
東住吉	18	62	13	7	8	2	110	0	2,604
平野	36	60	24	5	4	0	129	0	4,384
西成	11	44	10	2	0	0	67	0	1,480
合計	543	1,573	474	206	60	28	2,884	20	54,302

※ 「利用保留数」＝「利用申込み者数」－「利用決定児童数」

※ 本資料は「大阪市の保育所等利用待機児童数について（令和2年4月1日現在）」より抜粋した保育施設等の利用申し込みをしたものの利用できなかった児童数です。

※ 区内の待機児童等の詳細は、各区役所保健福祉センター（保育担当）へお問い合わせください。